

シルバー派遣を利用される皆様へ

同一労働同一賃金ルールが始まりました

政府が進める働き方改革の一環として、令和2年4月1日から、正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の改善（同一労働同一賃金）が施行されました。派遣労働者も非正規労働者であり、労働者派遣法の改正により、同一労働同一賃金のルールが適用されることとなります。

シルバー派遣では

派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

待遇情報の提供をお願いします

派遣労働者の待遇を決めるために、皆様から待遇に係る情報を提供していただくこととなります。

- ※ 派遣先から情報提供が無い場合、労働者派遣契約を結べません。【法第26条第9項】
- ※ 提供された待遇情報は守秘義務の対象になっています。【法第24条の4】

労働者派遣契約を結ぶまでの流れ

- 1 派遣先から「比較対象労働者」の待遇情報を提供していただきます。【法第26条第7項・第10項】
- 2 派遣元は、提供された情報に基づき、派遣する労働者の待遇を検討・決定します。【法第30条の3】
- 3 2で決定した待遇内容を踏まえて、派遣元と派遣先で料金等について交渉します。【法第26条】
- 4 交渉が成立すれば、派遣先、派遣元との間で労働者派遣契約を締結します。【法第26条第1項】

シルバー派遣を利用される事業主様には、「シルバー派遣労働者」と「派遣先に雇用される通常の労働者」との間で均等・均衡待遇を確保するため、受入れる派遣労働者の業務ごとに、**比較対象労働者**を選んでいただき、その方の待遇情報を提供していただくこととなります。

～比較対象労働者を選ぶための準備シート～

<p>☛受け入れる派遣労働者と働き方等が同じ労働者を選びます。</p> <p>☛次の①から⑥の順番で最初に当てはまった方が比較対象労働者です。</p>	<p>対象者の有無 (○ or ×)</p>
<p>① 「職務の内容」「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者はいますか？ (派遣労働者と同じ業務を行い、責任の重さも同じで、転勤や配置転換、昇進など人事異動の範囲も同じフルタイム・無期雇用労働者はいますか？)</p>	<p>有 () 無</p>
<p>② 「職務の内容」が同じ通常の労働者はいますか？ (同じ業務を行い、責任の重さも同じフルタイム・無期雇用労働者はいますか？)</p>	<p>有 () 無</p>
<p>③ 「業務の内容」又は「責任の程度」が同じ通常の労働者はいますか？ (業務が同じか、責任の重さが同じフルタイム・無期雇用労働者はいますか？)</p>	<p>有 () 無</p>
<p>④ 「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者はいますか？ 将来の見込みも含め、例えば、事務から営業への職種の変更や転勤・昇進の範囲が同じフルタイム・無期雇用労働者はいますか？)</p>	<p>有 () 無</p>
<p>⑤ 該当する通常の労働者がいない場合は①～④のどれかに相当する短時間・有期雇用労働者はいますか？ (フルタイム・無期雇用労働者には該当する者はいないが、パートか有期雇用労働者であればこれを選出) ※パートタイム・有期労働契約法に基づき、通常の労働者との間で均衡待遇が確保されていることが必要です。)</p>	<p>有 () 無</p>
<p>⑥ ①～⑤に該当する労働者がいない場合は、派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに通常の労働者を雇用したと仮定します。(就業規則に沿った待遇となっていることが必要です。)</p>	<p>有 ()</p>

★選出した比較対象労働者は **(どれか一つに☑)**

- 「職務の内容」及び「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者
- 「職務の内容」が同じ通常の労働者
- 「業務の内容」が同じ通常の労働者
- 「責任の程度」が同じ通常の労働者
- 「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じ通常の労働者
- 「職務の内容」及び「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じパート・有期雇用労働者
- 「職務の内容」が同じパート・有期雇用労働者
- 「業務の内容」が同じパート・有期雇用労働者
- 「責任の程度」が同じパート・有期雇用労働者
- 「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じパート・有期雇用労働者
- 派遣労働者と同一の職務に従事させるために新たに雇用したと仮定した通常の労働者